

入札条件（郵便入札）

（目的）

第1条 和歌山市財政局財政部調達課所管の契約に係る郵送方式による指名競争入札及び一般競争入札（競争入札参加資格を開札前に確認する事前審査型制限付き一般競争入札をいう。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、和歌山市契約規則その他法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金は、和歌山市契約規則第6条第2号の規定により不納付とする。

（入札等）

第3条 入札書は、本市の指定様式により入札に付する事項ごとに作成し、記名押印の上、所定の日時まで実施要領第4条に定めるとおり提出しなければならない。なお、持参、信書便又は電送による入札は認めない。

2 代表者又は受任者の届け出を行った者以外の者が行う入札は認めない。

3 入札書の日付は開札日の日付を記入すること。

4 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 郵送に係る費用については、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。

（指名競争入札における辞退）

第4条 指名を受けた者は、入札執行前までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、辞退届を調達課に届け出なければならない。この場合において、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 前項の規定によらずに入札を棄権した者は、棄権した理由等を記載した始末書を作成し、調達課に提出しなければならない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

（1）入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われないような状態をもたらすこと。

（2）他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。

2 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 次に掲げる入札において、入札参加者が1人である場合は、入札を取りやめる。

（1）指名競争入札の初度の入札

（2）予定価格を事前に公表した入札

2 天災等の不可抗力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめることがある。

3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行すること

ができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 実施要領第4条に定める提出方法以外の方法で郵送した入札

ア 一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の郵便物、和歌山中央郵便局留となっていない郵便物、和歌山市役所に直接持参した入札のいずれかに該当する場合の入札

イ 入札案件ごとに封筒を作成せず、一括して複数の入札書を同封した入札

ウ 各封筒に必要事項が記載されていないもの

エ 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札

オ 各封筒を封かんしていないもの

カ 開札日が異なる入札書を同封したもの

キ 入札書に代理人の記載又は押印があるもの

(3) 記名押印を欠いた入札書による入札

(4) 金額を訂正した入札書による入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札

(7) その他入札に関する条件に反する入札

(錯誤による入札)

第8条 錯誤を理由とする入札の無効の申出は認めない。

(入札の失格)

第9条 最低制限価格を設けたときは、当該価格を下回った入札を行った者は、失格とする。

(落札者の決定)

第10条 入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 あらかじめ最低制限価格を設けていない場合においてもその価格の妥当性を確認するための調査及び審査(以下「調査等」という。)を行うことがある。この場合における落札者の決定については、前項ただし書に示す方法と同様である。

3 不用品の売払いその他本市の収入の原因となる契約については、前2項の規定にかかわらず、入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(調査等)

第11条 前条第2項の調査等を行おうとする場合、落札者の決定を保留の上、入札を終了し、

当該入札をした者に対して調査等を行う。

- 2 調査等において入札をした者は、本市の行う調査等に協力しなければならない。
- 3 調査等の結果によっては、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならないことがある。

(再度の入札)

第12条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに当該入札への参加者をもって再度の入札を実施する。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

- 2 第7条第1号又は第6号から第7号までに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、この要領の別紙で定めるくじの方法により決定するものとする。

(契約の保証)

第14条 落札者は、契約締結時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約の保証を付す必要がないとした場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 銀行や本市が確実と認める金融機関による保証
- (3) 和歌山市契約規則第34条第1号に規定する履行保証保険契約の締結
- (4) 和歌山市契約規則第34条第2号に規定する履行保証契約の締結
- (5) 無記名式利付国債又は地方債の担保

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、保険金額又は額面金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

(契約書等の提出)

第15条 落札者は、本市指定の契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により契約担当課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

- 2 落札者は、和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書を提出しなければならない。
- 3 和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、議決があつたときに契約が確定する。
- 4 落札者が、第1項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失うものとする。
- 5 前項の場合において、落札者の責めに帰すべき事由によるときは、落札者は落札金額の100分の5に相当する額の違約金を本市に支払わなければならない。
- 6 契約を締結するまでの間に、落札者が「和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 第10条第2項の調査等を行った場合、調査等の内容及びその結果について、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。